

## 粒子・流体プロセス部会シンポジウム賞規程

第1条 本部会は、秋季大会の本部会企画のシンポジウムにおける特に優秀な研究発表に対してシンポジウム賞を設け、本規程によって授賞し、その榮譽を讃える。

第2条 本賞は、シンポジウム奨励賞（以下奨励賞）とシンポジウム・プレゼンテーション賞（以下プレゼンテーション賞）とからなる。両賞とも、シンポジウムにおける登壇者を対象とする。また奨励賞の対象者は、37歳未満の正会員とし、プレゼンテーション賞の対象者は学生会員（但し社会人ドクター学生を除く。）とする。

第3条 本賞受賞者に、賞状（と副賞）を授与する。

第4条 本賞の選考は次の方法による。

1. 奨励賞への応募は、秋季大会発表申し込み時もしくは部会HPにて受け付ける。プレゼンテーション賞は、学生会員の全発表を原則対象とする。ただし申し出による辞退を受け付ける。
2. 部会長は、毎年、選考委員長と委員を委嘱し、選考委員会を結成する。
3. 選考委員会は審査委員を委嘱する。審査委員は、セッション座長に部会役員もしくは関連分科会役員からの1名を加えた人員で、セッションごとに構成する。
4. 審査委員から推薦された発表を選考委員会に諮り、奨励賞は授賞候補（原則1件）を、プレゼンテーション賞は授賞候補数件を選定する。
5. 選考委員長は選考結果を部会長に報告する。
6. 部会長は、選考結果を幹事会構成員に諮り、決定する。
7. 本賞に相応しい候補発表がない場合は、当該年度の授賞は見送る。
8. 選考の結果は、候補者に通達するとともに、部会HP、部会員宛メールリスト等により告知する。

第5条 本賞の授与は奨励賞については翌年開催の年会時に行い、授賞式に併せて受賞講演会を開催する。プレゼンテーション賞については、秋季大会開催の年度内に本人に郵送にて行う。

第6条 本賞に関する経費は通常会計中から支出する。

第7条 本規程の改廃または付加を要する時は本部会総会の議を経る。

付則 本規程に定められていない運営上の細目は本部会幹事会で審議し、総会で決定する。

制定：平成20年9月23日